

今後の地域の医療提供体制の方向性について（案）

- 都道府県が策定する地域医療構想は、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための目標となるものである。よって、2025年の医療需要と各医療機能の必要量だけでなく、各都道府県の目指すべき医療提供体制の方向性についても、定める必要があるのではないか。
- その際、これまで、「社会保障制度改革国民会議報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」（平成25年8月6日 社会保障制度改革国民会議）及び「医療法等改正に関する意見」（平成25年12月27日 社会保障審議会医療部会）において示されてきた医療提供体制の改革の方向性なども踏まえると、以下の視点が考えられるのではないか。

- ① 病床の機能分化・連携の推進。患者の状態に応じた質が高く効率的な医療提供体制の構築。
- ② 地域包括ケアシステムを支える病床の整備や在宅医療の充実。
- ③ 認知症高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加を踏まえた、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供される体制の構築。
- ④ 関係団体と連携し、病床の機能に応じた医療人材の確保。
- ⑤ 都道府県内においても、地域によって、人口動態や医療・介護需要のピークの時期や程度が異なることや、医療・介護資源の現状に差があることを踏まえた、地域にふさわしい医療提供体制の構築。
- ⑥ 国民（患者）が医療機関の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けられるような医療機関に関する十分な情報の国民（患者）への提供。